

### 特に検討すべき項目3

（オンライン申立てにおけるシステム障害等に関する規律，濫用的な訴えの提起を防止するための方策，利害関係のない第三者による訴訟記録のインターネット閲覧）

#### 第1 オンライン申立てにおけるシステム障害等に関する規律

一定の範囲の者についてオンライン申立てによらなければならないとした場合において，裁判所の事件管理システムに障害が生じたとき等に，次の規律を設けることについて，どのように考えるか。

##### 【甲案】

時効の期間の満了の時に当たり，電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用することが困難であることにより裁判上の請求（民法第147条第1項第1号），支払督促（同項第2号）及び法第275条第1項の和解（民法第147条第1項3号）に係る手続を行うことができないとき（天災その他避けることのできない事変によりこれらの手続を行うことができないときを除く。）は，その事由が消滅した時から1週間を経過するまでの間は，時効は，完成しない。

##### 【乙案】

電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用することが困難である間は，書面を提出する方法によって申立て等を行うことができる。

##### 【丙案】

電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用することが困難である場合については，規律を設けない。

（説明）

#### 1 裁判所の事件管理システムの障害及び裁判所外の通信障害等が生じた場合

部会資料2及び9において，オンライン申立てによらなければならない者を設けるか否かや，設けるとした場合のその範囲について検討することを提案しているが，仮に，その検討の結果によってオンライン申立てによらなければならない者を設けることとした場合には，オンライン申立てによらなければならない者がオンライン申立てをしようとしたができないときの規律の要否について検討する必要がある。このような場合として考えられ得る事由としては，①事件管理システムの障害（事件管理システム自体の障害及び事件管理システムと各裁判所とを接続する電気通信回線（インタ

一ネット網)の故障をいう。), ②電気通信回線(インターネット網)の故障(事件管理システムと各裁判所とを接続する電気通信回線の故障を除く。), ③インターネット網以外の配線の故障で申立人の責めに帰すことができないもの(例えば, 申立人が入居している建物の屋内配線の故障で申立人が責任を負わないもの), ④申立人が責任を負う配線の故障, 申立人の使用機器の故障などがあり得る。さらに, 別の観点からの分類として, これらの事由が天災その他避けることのできない事変によって生じた場合とそうでない場合とが考えられる。

そこで, 以下, これらの事由によってオンライン申立てをすることができなかつたときに, 訴えなどの申立てに伴う時効の完成猶予効に関する手当ての要否及びその内容について検討をする。

## 2 天災等による時効の完成猶予

民法第147条は, 裁判上の請求, 支払督促, 法第275条第1項の和解等がある場合には, その事由が終了するまでの間は, 時効は, 完成しないと規定し, 民法第161条は, 時効の期間の満了の時に当たり, 天災その他避けることのできない事変のために同法第147条第1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは, その障害が消滅した時から3か月を経過するまでの間は, 時効は, 完成しないと規定する。また, 法第147条は, 訴えが提起されたとき, 又は法第143条第2項の書面等が裁判所に提出されたときは, その時に時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求があったものとする規定する。

以上のとおり, 天災その他避けることのできない事変によって, 上記1①から④までの事由が生じ, オンライン申立てをすることができないといえるときは, 民法第161条の規定によって, 時効の完成猶予効に関する手当てがされていると考えられる。

なお, 天災その他避けることのできない事変は, 大雪, 洪水, 戦乱による交通の閉塞, 戦乱・地震等による裁判事務の休止等, 当事者により避けることができない外部的な事変の発生が例とされているが, 裁判事務の休止については, 裁判外において時効の完成猶予の方法をとり得るから時効の完成猶予事由にならないとする見解もある。

## 3 天災等以外の事由に係る救済の在り方

(1) 天災その他避けることのできない事変によることなく, 上記1①から④までの事由が生じた場合には, 申立人は, 普段使用している通信環境を用いてオンライン申立てをすることができない。

この場合に, 上記1①から④までの事由によって, オンライン申立てをすることができない状況が民法第161条の天災その他避けることができない事変によって同法第147条第1項各号の手続をすることができない場合と同様の状況であると

考えることができるのであれば、同法第161条と同様に時効の完成猶予効を認める規律を設けることとすることが考えられるが、少なくとも上記の事由のうち1④の事由については、これを天災その他避けることができない事変と同視することができないことは明らかであると思われる。

そこで、甲案は、上記1の①から③までの事由が生じた場合に、その障害が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は、完成しないとの規律を設けることを提案するものである。

部会資料2の第1の2では、法第97条第1項の訴訟行為の追完の規定を参考にしつつ、事件管理システムの障害（上記1①の事由）により民法第147条第1項各号の手続をすることができないときは、その障害が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は完成しないとの規律を設けることを提案したところ、第2回会議では、これに対する特段の指摘や意見は示されなかった。

これに対し、甲案は、部会資料2で提案した規律の対象となるべき場面を更に拡大する（上記1②及び③の事由を加える。）ものであり、上記1①のみならず、1②及び③の事由についても、具体的な事実関係（最寄りの裁判所に端末が用意されていれば、その裁判所に出向けばオンライン申立てが可能な場合があることなど）を踏まえ、天災その他避けることができない事変と同視することができるかどうかについての検討が必要となる。

- (2) 他方で、部会資料9においては、オンライン申立てによらなければならない者が書面による申立てをした場合には、裁判所は、書面を一旦受け付けて、様式の審査をする規律を設けることを提案したところ、この提案について肯定的な意見も複数あったところである。

仮に、書面による申立てを一旦受け付けて、様式の審査をする規律を設けることとする場合には、様式の審査の対象に、オンライン申立てをすることができなかった事情も含めた上で、その事由が消滅した時から補正期間内にオンライン申立てがされれば足りることとすることも考えられる。

そこで、乙案は、上記1①から③までの事由が生じた場合に、書面を提出する方法による申立てを認めることなどを提案するものである。

この場合に、上記1④の事由については、あえてこれを救済すべき事情に当たるとまでは考え難いことから、その対象となる事由から除外をしているが、上記1②及び③の事由についても、最寄りの裁判所に電子化及び事件管理システムに記録することができる端末が用意されていれば、その裁判所に出向けばオンライン申立てをすることが可能な場合もあることなどを踏まえ、これらが救済の対象とすべき事由に当たるかどうかの検討が必要となる。

- (3) このほか、上記1①の事由が生じた場合であっても、裁判外において時効の完成

猶予の方法を取り得ること（もっとも、催告によって時効の完成が猶予されている間の催告及び協議を行う旨の合意並びに協議を行う旨の合意によって時効の完成が猶予されている間にされた催告は、時効の完成猶予の効力を有しない（民法第150条第2項、第151条第3項。）、上記1②から④までの事由が生じた場合においても、上記のとおり、最寄りの裁判所においてオンライン申立てをすることが可能な場合もあることを踏まえ、上記1①から④までの事由のいずれについても、特段の規律を設けないとの考え方もあり得る。

そこで、丙案は、上記1①から④までの事由が生じた場合については、特段の規律を設けないことを提案するものである。

(4) 以上を踏まえ、天災等以外の事由に係る救済の規律の在り方について、どのように考えるか。

なお、当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる（法第97条第1項）。そのため、少なくとも上訴期間満了時に事件管理システムに障害が生じた場合には同項によって対応することができると考えられるが、上記1②及び③の事由が生じた場合については、上記の天災等以外の事由に係る救済の在り方の検討の結果を踏まえ、更に検討する必要がある。

## 第2 濫用的な訴えの提起を防止するための方策

濫用的な訴えの提起を防止するための方策について、どのように考えるか。

(注) 訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際には、一律に、例えば数百円程度のデポジットの支払を求めるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

### 1 部会資料3において提示した規律

第2回会議において、濫用的な訴えの提起を防止するための方策として提示した具体的な規律（部会資料3の本文第1の2）について、委員等からは、濫用的ではない訴訟救助の申立てをする者に対し、過料の制裁を背景に、却下の回数を届け出る負担をかけることを正当化することができるのかとの疑問や、訴訟救助の申立ての却下を受けた回数を基準に、それとは別の訴えに係る訴訟救助の申立てを制限することへの懸念などが示された。また、訴えの提起をしにくくする仕組みを作ること自体への違和感があるとしつつ、どういう仕組みを作るのであれ、当事者が何をすれば裁判所が応答義務を負い、どのような事務量が増えるのかを整理して議論する必要があるとの意

見も出された。

以上を踏まえると、部会資料3において提示した規律は、相当ではないと思われる。

もっとも、第2回会議において、訴えの提起と訴訟救助の申立てを同時に行い、手数料を納付しないままに類似の訴えを何件も提起し、却下決定等に対する不服申立て等も繰り返すといった実例が実務上少なくないとの紹介もされたところである。このような実務上の実例を踏まえると、限られた司法の資源のより有効的な活用を図るための方策の必要性は、なお否定し難いようにも思われる。

そこで、このような実務上の実例を踏まえた方策について、どのように考えるか。

## 2 デポジットの一律の支払

- (1) また、上記のような実務上の実例の紹介を受け、委員等から、部会資料3において提示した規律に代えて、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際には、一律に、例えば数百円程度のデポジットの支払を求めるという規律を検討することが提案されたところである。(注)は、この提案の当否について、問うものである。

これに対しては、第2回会議において、そのような規律は検討に値するという意見も出されたが、訴えの提起の濫用ではなく、訴訟救助の申立ての濫用の防止という枠組みで議論すべきではないかという示唆や、デポジットの納付方法との関係で、一刻を争う訴えの提起があったときに、十分な裁判を受ける権利の保障が図れるかが問題になり得るとの指摘がされている。また、インターネットを用いる方法を認めることにより訴えの提起の利便性が大きく高まるとすれば、それを悪用する人も出てくることを一定程度考慮しなければならないが、これを防止するための制度設計の在り方は、事件管理システムそのものの仕様が今後どうなるのかとも大きく関係するので、これを踏まえた検討が必要であるとの意見も出された。

- (2) 仮に、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際に、一律に、一定の金額のデポジットの支払を求めることとした場合には、納付されたデポジットは、原則として、訴え提起の手数料に充当され、訴え提起の手数料の納付の必要がない場合には、還付されることとなると考えられる。そのため、経済的には、デポジットとされた金額が訴訟救助の申立ての暫定的な手数料として機能するということを意味する。

そこで、このような考え方は、上記のような実務上の実例における濫用の実体が訴え提起にあるのではなく、訴訟救助の申立てにあるとの理解をした上で、その濫用を抑止するための方策として、実質的に暫定的な手数料の支払を求めることとすることができる。

しかし、訴訟救助の申立ては、裁判を受ける権利を実質的に保障する観点から、訴

訟費用を支払う資力が十分ではない当事者に対し、訟費用の支払を猶予する制度である。平成8年改正前の民事訴訟法第118条においては、その対象となる者の資力について「訟費用ヲ支払フ資力ナキ者」とされていたが、現行法の制定に当たり、制度の実質をより充実させるべく、「訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」(法第82条第1項)とされ、資力に関する要件の緩和がされている。

そして、このような訟救助の制度の趣旨や改正の経緯に鑑みると、暫定的なものとはいえ実質的に手数料の支払を求めることとするのは、その金額の多寡にかかわらず、訟救助の制度の理念にそぐわないのではないかとの批判が予想されるところである。また、仮に、これを肯定する場合であっても、どのような金額であれば、真に「訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」が訟救助の決定までの間預けても差し支えないとも考えられる金額であるのかという点についても、訟救助の申立ての濫用の実態等を踏まえつつ、慎重な検討が必要となると思われる。

- (3) なお、訴えを提起する際に一律に一定の金額のデポジットの支払を求めることとする場合であっても、その対象となる訴えの範囲については、インターネットを用いてする訴えの提起の場合に限るものとするのと、それに限らず、従来の書面による訴えの提起についても同様に一定の金額のデポジットの支払を求めることとすることが考えられるところである。

このうち、前者の考え方については、デポジットの金額として、書面による訴えの提起において基本的に必要となると思われる実費(訴状を裁判所に郵送して提出するためにかかる切手代や、訴状を裁判所に持参して提出するためにかかる交通費)の最下限に相当する金額を超えない額を設定することが可能であれば、インターネットを用いて訴えの提起をしようとする者に対してのみこれを納付させても、相対的にみれば、従来と比較して経済的な負担を有意に増やすわけではないから、訟救助の制度の理念に必ずしも反するものではないとの指摘が考えられる反面、第2回会議において紹介された実務上の事例を踏まえると、書面による訴えの提起の場合にも訟救助の制度の濫用による弊害があることは異ならないとの指摘がされることも考えられる。

また、後者の考え方については、特に書面による訴えの提起の場面において、一時的なものとはいえ、従来と比較して経済的な負担が増える側面があることは否定し難いようにも思われる。そのため、訟救助の制度の理念に反しないようなデポジットの金額があり得るとすればそれはいくらであるのかという点について、より慎重な検討が必要になるものと考えられる。

- (4) 以上を踏まえ、訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際には、一

律に、一定の金額のデポジットの支払を求めることとすることについて、どのように考えるか。

### 第3 利害関係のない第三者による訴訟記録のインターネット閲覧

利害関係のない第三者によるインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧（裁判所に設置された閲覧用端末による訴訟記録の閲覧以外のもの）について、どのように考えるか。

(説明)

#### 1 第5回会議における議論の概要等

本文は、利害関係のない第三者によるインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧を認めることの当否について、問うものである。

第5回会議においては、訴訟記録の閲覧等の在り方について提案をした（部会資料7の本文第1の1）。このうち、利害関係を疎明した第三者によるインターネットを用いた訴訟記録の閲覧及び複製を許容する規律については、反対する意見が見られなかったが、利害関係のない第三者についても、インターネットを用いた訴訟記録の閲覧を許容すべきではないかとの意見が出された。

この意見に対しては、賛否それぞれの意見が出された。これに賛成する立場からは、企業側としては、過去の類似の訴訟記録等を参考にするには有益であり、当事者のプライバシーや営業秘密とのバランスもあるものの、オンラインで速やかに閲覧することができるシステムの構築を期待するとの意見、インターネットでの拡散のおそれを防止する措置の必要はあり、利害関係のない第三者が閲覧することができる訴訟記録の範囲が制限されてもやむを得ないとの意見が出された。

これに対し、利害関係のない第三者によるインターネット閲覧を認めることに反対又は消極の立場からは、企業には大きなメリットがあっても、個人にはデメリットが非常に大きいため、真にプライバシーに関係すること等は簡単には閲覧できないような仕組みにすべきとの意見や、企業側にとっても、当事者の赤裸々な主張などが企業のレピュテーションリスクに繋がりがねないのであって、インターネットでの流出を防止するだけでは、訴訟記録がみだりに公開されないことへの期待が守られないとの意見が出された。

この立場からは、利害関係のない第三者によるインターネット閲覧を認めることにより、実質的にはこれらの者に複製を認めることになるという観点からの意見も出された。すなわち、我が国の国民は、自らを当事者とする訴訟記録の内容が世間一般に広く知れ渡ることについて強い抵抗感を持っているのではないかと思われることから、利害関係のない第三者が訴訟記録を手元に持って、それが流通しやすいような状況に

なることにはある程度の歯止めを設ける必要があると考えられるが、利害関係のない第三者にインターネット閲覧を認めることについて検討する際には、閲覧と謄写及び複製とを区別した上で、利害関係のない第三者には閲覧のみを認めることにより、当事者のプライバシー等が過度に拡散しないようにしているという現行法の建付けを根本的に見直す必要があるほか、例えば、訴訟記録に含めるべき書類を限定列挙した上で、訴訟手続の適正な運営その他の理由により第三者の閲覧等に供すべきでないものがあれば、現行法の第三者による閲覧等の制限の対象となる範囲を超えてそこから除外することなども考えなければならないとの意見があった。また、訴訟記録の中には、凄惨な事件や、個人の家庭でのトラブルに関するものもあるが、事件終了前に加工ができるならばともかく、個人情報も含めて、頭名のまま加工されていない生の訴訟記録を、裁判所の職員が監視していない外部の場所で、誰でも閲覧することができるようにしてしまうと、閲覧だけを認めるといいながら、次々と写真を撮るなどして複製されてしまわないかとの意見もあった。

そのほかに、技術的な観点からは、複製を防止するために取り得る技術的な対策として、訴訟記録となる電磁的記録に透かしを埋め込むこと、印刷をすることができない機能を埋め込むこと、閲覧者を事後的に検証し得るような特異な符号が自動的に表示されるようにすることが紹介された。

## 2 検討に当たっての視点

利害関係のない第三者によるインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧を認めることの当否を検討するに当たっては、その制度趣旨をどのようなものとして捉えるかということの検討が必要となる。第5回会議における議論においては、この点に関する理解が共有されていなかったようにも思われる。

一つの考え方として、訴訟記録については、弁護士等による職業的な情報収集のほか、ジャーナリズムや法学者の研究等、その用途を幅広く想定し得ることに着目し、これらの用途に供するために広く訴訟記録の公開を図ることとすることが考えられる。この場合には、具体的な制度としては、例えば、インターネットを利用して訴訟記録の閲覧をしようとする第三者は、当事者名を含む任意の語句であらゆる訴訟記録を検索して、その語句が含まれる訴訟記録が存在すれば、これが検索結果として一覧表示され、それを足がかりに当該事件の訴訟記録を閲覧することができることとした上で、閲覧をすることができる訴訟記録の範囲も、口頭弁論の公開禁止及び閲覧等制限の決定の場面以外では、特に制限しないこととすることが考えられる。もっとも、このような制度、特に、任意の当事者名の検索を可能とすることや、インターネット閲覧の対象となる訴訟記録の範囲を制限しないことについては、訴訟記録が保管された裁判所での閲覧しか認められない現行の制度と比べて、当事者及び第三者のプライバシー等の



保護を相当程度に後退させるものであって、悪用が懸念されるなど弊害が大きいと考えられ、我が国の国民意識に照らしても、受け入れ難いとの批判が予想される。

そこで、裁判手続の透明性を高めて裁判の公開を一層実質化する点に重きを置くことも考えられる。この場合には、当事者のプライバシーにも十分配慮するために、具体的な制度としては、例えば、インターネット閲覧をしようとする第三者は、事件に係属する裁判所や事件番号などの情報（当事者名以外の情報）によって、あらかじめ閲覧をしようとする訴訟記録を個別具体的かつ一義的に特定した上で、閲覧を請求することとすることが考えられる。もともと、この場合であっても、インターネットでの閲覧を認めることは複製を認めることに等しいということへの配慮が必要となると思われる。この点について、インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧の場合に限って、閲覧の対象となる訴訟記録の範囲をやや制限することとし、具体的には、判決書や調書のほかに、判断の基礎となる重要なもの、すなわち、当事者等の提出する主張書面等のうち一定のものとするのが考えられるが、たとえインターネット閲覧の対象となる訴訟記録に類型的な絞りをかけたとしても、当事者のプライバシーへの配慮として十分かは議論の余地があるようにも思われる。また、第5回会議においては、上記のとおり、訴訟記録となる電磁的記録に透かしを埋め込むなどの技術的対策が紹介されたが、これを更に確実なものとするためには、その前提として、第三者の本人確認を厳格に行うための措置等も併せて講ずることが必要となると思われる。このほか、このような制度の実現に当たっては、例えば、個々の訴訟記録中の保護すべき個人情報の範囲を明確にし、それを匿名加工することも併せて考慮する必要があるとも考えられるが、その作業の負担は大きいと思われる。

以上を踏まえ、利害関係のない第三者によるインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧を認めることについて、どのように考えるか。